

## 教員の疾病対策の検討

—身体検査制度の評価を中心に—

野村良和

### A study on the policies to the health problems of the teachers

—The regulation of the health examination of the teacher—

Yoshikazu NOMURA

School Health Activity Health Examination Health Problem of the Teacher

It was pointed out that many school teachers had suffered from the pulmonary tuberculosis and mental disorder. Mainly, some policies about the pulmonary tuberculosis was conducted, and the health examination was estimated one of them.

The health examination of the teacher was divided two types. One was conducted by the ministry of ducation from the view point of the hygienics. And the aim of them was the isolation of the students from tubercle bacillus.

The health examination of this type was conducted the time to make the documents requested to enter the normal school, and to get the retirement lump sum grant.

And another was the periodic health examinations, like that of the students, emphasized in many districts.

The health examination system of the teachers was regulated 40 years later the time of that of the students, and the causes was as follows;

1. The ministry of education had been emphasizing the concrete and immediate policies.
2. The policies was based on the hygienics about the pulmonary tuberculosis of the teachers.
3. The aim of the policies was the maintaining of the students health and the solution of the health problem of the teachers was one of the means.

#### I. はじめに

時代の推移に伴い、社会全体としては健康や生命の保障に対する価値を徐々に高めてきているが、こと教員の健康問題に関しては必ずしもそうとはいえず、わが国におけるその職業観から、一般労働者とやや隔絶された位置のものとなされ、論議が別の場で行われ気味であった。

本来教育政策的には、教育の普及という観点に絞れば、教員の待遇の改善・向上ということは極めて重要であり、一方教育体制の維持という観点

からしても、徹底した教員の管理体制が要求されてくる筈である。

一般の労働者については、労働基準法、労働安全衛生規則などを基盤に、衛生管理者（医師及び医師以外）により、健康診断をはじめ労働者の健康の保持に必要な諸々の活動や統計処理などが実施されることになっている。しかし教員の場合はその労働形態や労働環境の特殊性から、児童生徒らと共に、特例的に学校保健法の適用を受けている。（教員の健康診断に就いては、学校保健法の第

8条に於て「学校の設置者は、毎学年定期に学校の職員の健康診断を行わなければならない」と規定されている。）

ところでわが国においては、教員の保健問題を単に児童生徒らの健康を確保するための前提条件であると位置づける傾向が強い。(学校保健活動の対象として、一般的に児童生徒らに加えて教職員も位置づけられてはいるが、この点に関しては、主として慣習に則っている傾向が強く、本来そのような位置づけとすべきかどうか、今後理論的な面からの検討が必要である。)

これまでの学校保健領域の研究においても、教員自体を対象とする視点は弱く、その生活や勤務条件なども考慮しつつ健康問題を取り扱うことが殆ど行われてこなかった。そしてこの様な考え方は、そもそもわが国の学校保健(衛生)活動の特性のひとつとして、かなり早い時期より内在していた可能性が高く、現在並びに今後の学校保健活動(施策等)の方向性にも影響を及ぼすと考えられる。

そこで本稿では、上述の特性を明らかにするために、教員の健康(疾病)対策である身体検査制度が整備されてくる過程に注目し、各々の時代におけるその役割を検討する中で、教員の健康問題がどの様に位置づけられていたかということを検討することを目的としている。

## II. 教員健康診断制度の役割

### 1. 教員の健康診断制度の経緯

教員の健康対策を制度的にみれば、全くの無策時代から、退職金保障の時代、そして検査・治療(休職、退職)の保障の時代へと移り変わってきた。この経過の中で、まさに付随的に健康診断(身体検査)の制度が作られてきたといえる。

それは先ず、後に述べるような明治から大正期に文部省が地域を限定して実施した肺結核の検査、あるいは各道府県が独自に制定した制度に基づく身体検査などであった。

一方大正時代に入ると、衛生学領域において職業人の身体検査への関心も高まってくるが、教師の問題にはあまり強い関心が示されていなかった。例えば北豊吉は、その当時の我が国における身体検査制度について、「身体検査ハ以前ハ学校ニ於ケル生徒児童検査ノ外ハ徴兵検査及生命保険加入ノ際ナドニハ行ハレテ来タノデアルガ一般ノ人ハ殆

ンド要視スルコトナク医学界トシテモ亦稍之ヲ軽視シテキタ傾ガアツク様デアル。(以下略)」<sup>1)</sup>と判断している。注1)

教員の健康診断が全国的制度として成立したのは、1937(昭和12)年で、それまでの「学生生徒児童身体検査規程」を「学校身体検査規程」と改めた時点である。そこでは、「第十四條 地方長官又ハ直轄学校、公私立大学、高等学校、専門学校ノ長ハ学校職員、傭人等ノ身体検査ニ関シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得」<sup>2)</sup>とされた。この点については、「学校身体検査規程改正ノ要点」では「一六 学校職員・傭人等ノ身体検査ニツキ規定セルコト」と説明している<sup>3)</sup>。

そしてその2年後に、ついに「学校職員身体検査規程」が制定され、一応の完成を見るわけである。しかしこの時期に制度が完成したとはいえ、実効の面からは必ずしも成功した訳ではない。例えば当時一般には、身体検査の受診に対してかなりの抵抗感があったといわれている。その理由のひとつとして、自分の身体に関わる問題を、他人あるいは公衆の前に出すことへの漠然とした拒絶であり、もうひとつは、その結果次第で休職あるいは退職へと追い込まれることへの不安感である。実際に教員の過剰時代には、この制度を利用することによりその需要関係を保ってきた経緯もあり<sup>4)</sup>、更に大正期には、学校医より肺結核による退職勧告を受けた教員に就いて、その診断が誤診か否かをめぐって紛争事件も発生した<sup>5)</sup>。注2)

### 2. 学校衛生関係者の見解

ここでは、明治から大正の時期にあって教員の身体検査制度問題と関連を持った人物として、初代の学校衛生課長三島通良、その後の文部省学校衛生取調嘱託の、駿河尚庸、石原喜久太郎、古瀬安俊、更に学校衛生官から2代目の課長になった北豊吉、また文部省に直接の関係は持たなかったが、当時の衛生学の権威であった北里柴三郎らを取り上げ、彼らの教員や教員の身体検査に対する捉え方を検討してみる。尚、三島は小児科、その他の人物は衛生学出身者である。

三島通良の時代の初期には、学校衛生の対象を主として児童生徒の学校環境衛生とし、教員の問題は学校衛生の範疇(視野)に入れていなかった。注3) 特に当時の医学・衛生学を基盤とする研究・実践者たちは、教師を教育技術の専門家と考え、児童生徒にとっての一環要素と位置づけて

いた。それ故、教師が衛生に関する知識を持つことは強調したが、教師自身の健康や生活の問題は殆ど考慮していなかった。注4)

駿河尚庸は、1903(明治36)年12月から1909(明治42)年10月までの間在職したが、この時期は内閣による職業別死亡統計が開始(明治39年)され、その結果から教員の肺結核問題が注目されてくるが、まだ文部省主体の活動をするという観点は見られない。

石原喜久太郎は1910(明治43)年1月から在職し、同年5月の師範学校長会議の席上で、以前に行った文部省調査の結果に基づき、教員の肺結核が多発している実態、並びに白墨の粉末が原因のひとつになっていることを指摘し、大きな反響を呼んでいる<sup>6)</sup>。しかし身体検査等については彼の著書を併せ見ても特別な関心や関わりは見られない<sup>7)</sup>。

古瀬安俊は1912(明治45)年から在職し、同年6月から7月にかけて福島県に於て、10月から11月にかけて岡山県に於て、教員の肺結核の実態調査を行った。その結果から、自己の管理、予防施設の設立、国家保険制度、老後の保障施設等の必要性について言及してはいるが、具体的な対策までは論が及んでいない<sup>8)</sup>。

1916(大正5)年に文部省の学校衛生官に就任した北豊吉は、市立大阪衛生試験所に在職中の1909(明治42)年、衛生学の立場から学校職員の身体検査に関心を示し、学会誌に論説「小学校教員其他ノ身体検査成績」を発表した。その中で体格と疾病の実態を示して、教員の身体検査の必要性とその制度の遅れを指摘している<sup>9)</sup>。後に彼は、教員に肺結核患者が多いという問題指摘はしているが、従来の職業別統計を批判し、更にそれを年代別に検討することの必要性を指摘している。そして結論的には、教員の肺結核数は国民一般と差ほどの差がないのではないかと判断している。又、その時点では具体的な教員の身体検査の件については特に触れていない<sup>10)</sup>。注5)

ところで当時日本学校衛生会の会長(初代)でもあった北里柴三郎は、一貫した文部省に対する対抗姿勢を示しつつも、教員の結核問題に就いては極めて積極的であった。1905(明治38)年6月22日と29日、大日本私立衛生会で文部省全国郡視学講習会が開催され、そこで北里は、本来「健康を診断して結核に侵されて居るものは決して教師

に採用しないと云うようになっている」が、小学校教育の急速な振興策により、虚弱体質者も採用され、就職後に罹患・発病しているという事態に注目し、児童生徒の保護の立場から、対策の徹底を主張している。しかし現職教員の結核対策については具体的展望を持ってないため、採用時に於ける徹底した審査を強調するにとどまっている<sup>11)</sup>。この時点ではまだ北里は結核に罹患している教員数の実態を把握できていなかったが、後になって1907(明治40)年から文部省が実施した3年間の実態調査結果に基づいて、教員の結核対策についての提案を行った。注6) その内容は、教員の健康診断を励行すること、結核療養所の設置が必要であること、生徒の健康診断結果を正確に分析すること、(予防策のひとつである)体力の向上に役立つような体育研究を早急に推進させる必要性の4点であった<sup>12)</sup>。

以上の事から、教員の身体検査に関して、一時的な疾病(肺結核)発見のためのみの検査ではなく、児童生徒らと同様にいわゆる健康診断として実施することの必要性を主張したのは、古瀬安俊と北里柴三郎であったと考えられる。そして時期的には北里が早く、その論理的な位置づけも優っていると判断される。

## 2. 身体検査の必要性

1900(明治33)年、文部省は全国の府県に対して、教員の健康診断を実施するよう指示し、その結果から、東京、大阪、京都等においてかなりの数の教員が肺結核が原因で退職しているという実態をつかんだ<sup>13)</sup>。そして同年12月、学校衛生顧問議会に対して「小学校教員の肺患オヨビ気管枝カタルノ治療方法に関する件」を諮問した。これは現職疾患者に対する対応策の模索であるが、結果的には当時の医学衛生学の水準では対処できなかった。注7)

1903(明治36)年、新潟県顧問医の若杉喜三郎は、「(肺結核)は教員諸君にのみ多い病と云う訳でなく地球上人類の五分の一乃至七分の一はこの病の爲めに斃るゝと云う慢性伝染病」であり<sup>14)</sup>、「……教員諸君の疾病中最も多いのは肺結核にあらずして神経衰弱であります」と指摘しているが<sup>15)</sup>、資料として休職者132人中、呼吸器疾患が43人(32.5%)、神経疾患が41人(31.06%)であること、更にこの呼吸器系疾患には、気管枝や肋膜の疾患が含まれていることをあげている。そして

この2つを教員の「弱点」と指摘している<sup>16)</sup>。更に兵庫県印南郡の学校医井内中正は、教員の身体検査制度の制定並びに、治療、療養、退職などにかかる経費の公的補助の必要性も提言している<sup>17)</sup>。

秋田県医師会は、1913（大正2）年5月、肺結核にかかった教員の救済を目的とした建議を文部大臣に対して行った<sup>18)</sup>。（患者数の把握、休職や退職等の対策、財政補助、教育者の結核感染経路の究明、予防撲滅策の推進）注8)

一方各地に於ける検査結果に鑑み、1913（大正2）年6月9日、文部省は「小学校教員肺結核病ニ関スル訓令」（40号）を出したが、内容的には、師範学校の入学時、就学中、そして教員検定や代用教員の採用時に於いて、肺結核者を排除することの再確認と強調を行ったに過ぎない。そして現職教員への対策としては、「主務官吏小学校視察ノ際ハ教員ノ健康状態ニ十分留意セシメラルヘシ」と述べるに終り、具体策は提示されなかった。

また全国学校医講習会は、一木喜徳郎文部大臣の諮問「教員肺結核予防上適切ナル方法如何」に対して、12項目にわたる答申を行った。その内容は、当時の医学からして、かなり徹底したものと考えられる。師範学校入学時の体格検査、教員の身体検査規程制定の必要性、環境衛生、衛生知識の習得の必要性なども含んでいる。しかしながら、対応策が医学的側面にとどまり、その他の教員の生活保障等に関しては「待遇の改善を計る」という抽象的な内容に終わってしまっている<sup>19)</sup>。また次項に示すように、全国各地で徐々に身体検査制度が制定されてくるが、その実状を踏まえて、1925（大正13）年に全国聯合学校衛生会は、以下のような建議を行っている<sup>20)</sup>。

建議 二、学校職員の身体検査規定を發布せられたし

理由 学校教員の健康を保全し且つ其増進を圖ることは、教育の効果を完からしむる為めに、極めて必要なること論を俟たず、此目的を以て道廳府縣に於て適宜規定を設けて、實施しつゝあるもの過半数に及べり、依つて之が統一徹底を圖る為め文部省令を以て学校職員身体検査規定を發表させられることを望む

## 2. 各地に於ける身体検査規程

全国各地では健康診断についての現実的必要性が生じ、それらへの対応をしてきた経過がある。

つまり明治末から大正にかけて、それぞれ独自に学校職員の身体検査規定を制定していった。注9) 各地での制定状況は、以下の通りである。

東京府 明治36年8月 「市町村立小学校教員身体検査施行方」（府訓令）

群馬県 明治39年7月 「学校職員身体検査規程」（県訓令）

千葉県 明治39年7月 「学校職員身体検査規程」（県訓令）

徳島県 明治42年9月 「学校職員身体検査規程」（県訓令）

大分県 大正2年10月 （県訓令）

石川県 大正2年 医師会による

宮崎県 大正3年3月 「学校職員身体検査規程」（県訓令）

神奈川県 大正3年

高知県 大正4年2月 「中等学校職員身体検査ニ関スル件」（県訓示）

「小学校職員身体検査

ニ関スル件」（県訓示）

滋賀県 大正4年4月 「学校教員身体検査ニ関スル規程」（県規程）

福島県 大正4年 「公立学校幼稚園職員身体検査規程」（県訓令）

長野県 大正5年4月 「公立学校職員身体検査規程」（県訓令）

三重県 大正5年5月 「学校職員ノ身体検査ニ関スル規程」（県訓示）

京都府 大正5年6月 （府訓令）

愛媛県 大正5年7月 「公立学校職員身体検査ニ関スル件」（通牒）

宮城県 大正5年9月 「学校職員身体検査規程」（県訓令）

山形県 大正6年6月 「学校及幼稚園職員等身体検査規程」（県訓令）

岩手県 大正6年8月 「公私立学校職員及使丁身体検査規程」（県令）

愛知県 大正6年9月 「学校幼稚園職員身体検査ノ件通牒」（県訓令）

（大阪市 明治40年8月）

各々において多くの場合、検査を担当するのは学校医またはそれに代わる適当な医師とされているが、京都や愛知では学校衛生主事を当てている。

また検査項目として、東京は「体格、視力、聴力、疾病」、群馬は「体格、視力、眼疾、聴力、耳

疾、疾病」をあげている。その他の地域では、「疾病」をより細かく分類して検査項目としている。例えば長野県は「呼吸器、神経系、皮膚、其他ノ疾病又ハ奇形」としている。また高知県にあっては、「肺結核」の検査として、具体的に問題点を絞って実施している。

この様な健康診断を実施する地区は徐々に増加し、大正末までに全国の過半数の道府県で実施されるようになった<sup>11)</sup>。

以上のような実態や要望にも拘らず、一向に身体検査制度の整備が行われず、教員の健康対策は、療養（休職）の補助が中心であった。

### 3. 身体検査の役割

この時期の身体検査の検査対象に注目すると、ふたつのタイプに分けることができる。

そのひとつは、教員志望者を対象としたものである。つまり当時師範学校の入学要件として、身体が強健であること、そして種痘あるいは天然痘をしていることがあげられていたが、明治19年には、入学時において、「府県立病院或ハ他ノ適当ノ医員」による身体検査の実施を要件として定めている。注10)

更に明治35年の文部省令（第5号）において、「肺結核其他結核ノ諸兆アル者」の入学を禁止している。

これらに続いて、教員免許の授与（取得）要件、教員の採用要件にも同様の内容と、医師による診断証明の必要が定められてきた。

もうひとつのタイプのものとしては、現職の教員を対象としたものがある。

それは退職料の審査並びに、休職・治療費保障の判定要件としての必要に基づくものである。つまり大正3年の教育基金令の改正により4年4月に制定された、「公立小学校教員疾病療治料給与ニ関スル準則」において、「学校医又ハ其ノ他ノ医員ヲシテ該教員ノ身體検査ヲ行ハシメ診断諸ヲ徴スヘシ」とされたことに基づくものである。これらの動向に付随して全国各地では徐々に専門の医師が学校衛生主事が確保され、診断が行われるようになってきた<sup>22)</sup>。

### III. まとめ

わが国において明治時代より教員の健康問題として指摘されていたものは、主として肺結核と神経系疾患であったが、その対策は肺結核問題への

対応一辺倒であった。そしてその具体的方法のひとつとして身体検査が行われてきたが、それは以下のようなふたつのタイプに分けられる。

まず文部省が主導的であったものは、かなり限定的な目的を持ったものであった。それらは、主として衛生学の観点に立ったもので、児童生徒を病原菌に曝さないことを狙いとしている。つまり、学校に病原菌を持ち込まない、そして学校から病原菌を排除するためのものである。具体的には、師範学校入学時、教員免許の取得時、教員としての採用時に医師による診断及び証明を要求したことに付随する検査と、現職教員の病氣退職に際しての判定、疾病治療費（療治料）の支給のための資料作成に伴う医師による診断であった。

もうひとつは、児童生徒に準じた形での教員の定期的身体検査制度の必要性を認め、各地で制度として制定されてきたものであり、これについては各道府県が主導的であった。

以上の事から、児童生徒の身体検査制度に遅れること約40年で、ようやく全国的な教員の身体検査制度が制定されるという事態を招いた原因として、次の事項があげられる。

1. 文部省は継続的な教員の疾病対策より、目前の具体的対策のみに主眼を置いてきたこと。
2. その対策は衛生学を基盤とした伝染病（肺結核）対策が中心であったこと。
3. 対策の狙いが、児童生徒の健康の確保中心であり、教員の健康問題の解決がそのための手段的のみに位置付けられていたこと。

### 注

注1) これは清水秀夫著「身體検査法」(富倉書店1924年)の「序」として書かれた文章の一部である。

この本では、一般的手順について解説しているが、そのとき既に制度化されていた規則をあげている。それは以下のものである。

陸軍省主管検査規定(陸軍身體検査規則—徴兵身體検査、陸軍志願者身體検査陸軍航空勤務者身體検査)

海軍省主管規定(海軍出身志願者身體検査規則、海軍航空機搭乗者身體検査規則海軍練習生採用身體検査規則、海軍予備練習生志願者身體検査規則、海軍航空科予備練習生志願者身體検査規則、掌電信兵航空兵軍兵志願者適性検査規程) 鉄道省主管規定(身體検査並健康診断規程)

司法省主管規定（収容者健康診断規程，看守採用規則）

通信省主管規定（船舶職員試験規程）

文部省主管規定（学生児童生徒身體検査規程，公立学校及公立幼稚園職員身體検査規程—東京府，就学児童予備身體検査施行方—東京府）

注2) このような教員の生活実態の把握に就いては，主として教育社会学領域の研究が示唆に富んでいる。例えば，

石戸谷哲夫「日本教員史研究」講談社 1967年  
唐沢富太郎「教師の歴史—その生活と倫理—」創文社 1955年

陣内靖彦「日本の教員社会」東洋館出版 1988年等がある。

又，文学作品から教員の実態を分析した，伊ヶ崎暁生の「文学でつづる教育史」（民衆社 1974年）も貴重な手がかりとなる。

注3) 三島については，杉浦守邦の研究が詳しい。その結果を，学校保健研究の Vol. 10 No. 2 1968年2月～Vol. 12 No. 12 1970年12月にわたって，18回の報告をしている。

注4) 撃剣の学校教育（体育）への導入を巡って，三島（学校衛生顧問会議）と東京府教育会と対立した際に，「思うに教育者の職務としては，衛生学者等が調査せしその結果の善良なる者を学齢の下に，実施履行するにあり。」

注5) 北豊吉については，著書「学校衛生概論」（右文館 1921年），並びに杉浦守邦による「北豊吉と学校衛生」（学校保健研究 Vol. 24 第29回日本学校保健学会講演集 P. 34—35 1982年）を参照。

注6) その実態は以下のようであった。

(一) 教員ノ肺結核死亡ハ有業者一般ノ肺結核死亡ノ殆ト三倍大ノ比例デアル

(二) 教員ノ肺結核死亡ハ有業者職業別肺結核死亡ノ第二位デアル

(三) 教員ノ肺結核死亡ハ教員死亡数ノ約三分ノ一ヲ占メテイル

(四) 教員ノ肺結核ハ教員死亡原因数ノ第一位ニアル

注7) 「明治三十五年に，フランスでは結核教員に関する法律案が議会で提出されたと，わが教育会に伝えられた。翌年三月十九日，辻帝国教育会長は結核教員対策に関して，文部当局に建議している。しかし一般には，まだ結核のことはよくわかっていない。」（石戸谷 P. 242）

注8) 秋田県医師会長西山員光氏は医師会の決議を代表して，去る五月十七日文部大臣に標題の建議案を提出せり。該建議案中左の教項あり。

(一) 全国教育者の健康診断を厳行し正確なる結

核患者数を知ること

(二) 若し結核患者を発見したる時は其状況を酌量し療養休暇を與ふるか退職を命ずること

(三) 休暇退職者には相當の治療費と生活費を支給し死亡者には祭資と遺族扶助料を下賜すること（以下少くも軍人給与の例に準ず）

以上二項は第二期として着々勵行すべきものとす（ママ）

(四) 結核豫防法を發布し其中に教育者に関する項を設け諸種の方面より傳染経路の真相を研究する事

(五) 前項の成績に據り完全なる豫防撲滅策を制定する事

以上二項は第二期として着々勵行すべきものとす（ママ）

（日本学校衛生 Vol. 1 No. 4 P. 87 1913年）

注9) 石戸谷によれば，その中でも群馬県はいち早く，明治39年7月に県の訓令で「学校職員身體検査規程」を制定した，とされている（群馬県教育会 群馬県史第四卷 P. 763 1927年8月1日）が，東京ではそれより早く制定されている。

注10) 明治7年文部省布達第21號，小学校訓導の資格として「體質壯健且種痘或ハ天然痘為セン者」，明治8年（1875. 3. 24）の布達5號では，「官立小師範学校生徒入学心得」第五條 體質壯健ニシテ種痘或ハ天然痘為ナセン者ニ非レハ入学ヲ許サス故ニ医師ヲシテ検査セシム」と定めている。

更に明治19年5月28日の尋常師範学校生徒募集規則（文部省令第一〇号）においても，身体強健が条件であったと同時に，入学時に，「府県立病院或ハ他ノ適當ノ医員」による身体検査の実施を定めている。

### 参 考 文 献

- 1) 清水秀夫：身體検査法，富倉書店，P. 1, 1924年
- 2) 学校身體検査規定，右文館，P. 10, 1935年
- 3) 前掲2)，P. 1
- 4) 日本学校衛生連盟：学校職員身體検査精義，東洋図書，P. 6, 1939年
- 5) 教育時論，No. 1021, P. 47, 1913年
- 6) 教員と肺結核，東京日日新聞，1910年5月22日
- 7) 石原喜久太郎：石原学校衛生，吐鳳堂，1919年
- 8) 古瀬安俊：学校衛生，南山堂，PP. 488—532, 1919年
- 9) 北豊吉：小学校教員其他ノ身體検査成績，日本衛生学会雑誌，Vol. 5, No. 2, PP. 135—154, 1909年
- 10) 北豊吉：学校衛生概論，右文館，P. 294, 1935年

- 11) 北里柴三郎：衛生講話速記録，学校衛生，Vol. 3, No. 1, PP. 42—43, 1905年 所収
- 12) 北里柴三郎：学校教員ノ肺結核ニ対スル予防及撲滅ニ就イテ，日本学校衛生，Vol. 1, No. 1, PP. 2—10, 1927年
- 13) 小学教員の健康保護，東京日日新聞，明治33年11月30日
- 14) 若杉喜三郎：新潟県小学校教員の疾病に就いて，学校衛生，第5号，P.39, 1903年9月
- 15) 若杉喜三郎：新潟県小学教員の疾病に就いて，学校衛生，第6号，P. 231, 1903年10月
- 16) 若杉喜三郎：前掲14)，PP. 38—39
- 17) 井内中正：小学教員身體検査の必要に就いて，学校衛生，第1号，P. 21—22, 1903年5月
- 18) 日本学校衛生，Vol. 1, No. 4, P. 87, 1927年
- 19) 教育時論，No. 1069, P. 36, 1928年
- 20) 日本学校衛生，Vol. 12, No. 8, PP. 49—50, 1938年
- 21) 日本学校衛生，Vol. 12, No. 8, PP. 49—50, 1938年
- 22) 日本学校衛生，Vol. 4, No. 4, PP. 178, 1930年